

海外展示会等出展支援事業補助金交付要領

第1条 目的

この要領は、公益財団法人ふくい産業支援センター(以下「支援センター」という。)が実施する、海外展示会等出展支援事業補助金交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

第2条 補助事業の内容

支援センターが交付する補助金交付事業の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容は、県内中小企業者が県産品の輸出を拡大するために海外の展示会・商談会に出展を行う取組みとする。

第3条 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- ① 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とする。
- ② 「みなし大企業」とは、以下のものをいう。
 - (ア) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - (イ) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

第4条 補助事業者

(1) 補助事業の対象となる者は、次に掲げる者(以下、「補助事業者」という。)とする。

- ① 福井県内に主たる事業所を有する中小企業者および会社に準ずる営利法人(合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、事業協同組合、企業組合、協業組合)。ただし、みなし大企業は除く。
- ② 前項に規定する者が3者以上で構成するグループ
- ③ 1年以上の業歴を有し、海外向けの自社商品・サービス等を提供する者

(2) 補助事業者は以下の要件を全て満たすこと。

- ① 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ② 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- ③ 県税を滞納していない者であること。
- ④ 支援センターに対する債務の滞納が無いこと。

第5条 補助対象となる事業

(1) 補助対象となる展示会・商談会(以下「展示会等」という。)は次の各号を満たすものとする。

- ① 日本国外で行われる展示会・商談会であること。
- ② 当該年度の4月1日から翌年2月末日までに開催されるものであること。なお、展示会等の開催期間が2月末日をまたぐ場合、当該展示会は補助対象とする。
- ③ 展示会等が、物産展等専ら会場で、一般消費者への販売を目的としたものでないこと。
- ④ 来場者が主催者の取引先のみ等、特定の顧客を来場対象とする展示会でないこと。
- ⑤ 補助事業者が主催又は運営に携わる展示会でないこと。(補助事業者の役員・従業員が役員・従業員を兼務している法人等による主催又は運営に携わる展示会を含む。)
- ⑥ 主催者発行の出展要項が公開され、公募されていること。

(2) 補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象にならないものとする。

- ① 同一内容、同一経費で既に支援センターおよび他の行政機関等の助成若しくは支援を受けているもの、または採択が決定しているもの
- ② 前各号に定めるもののほか、理事長が不相当と認めるもの

(3) 事業の着手時期は、原則として交付決定があった日以降でなければならない。ただし、交付決定前に着手した事業についても審査にて補助対象と認められた場合はこの限りではない。

第6条 補助対象経費

(1) 補助対象経費は、第2条の事業に要する経費であって、別表1に定める経費のうち支援センターが必要と認める経費とする。ただし、別表1に定める経費に係る消費税および地方消費税額は補助対象経費から除く。

(2) 補助の対象となる経費は、当該年度の4月1日から翌年2月末日もしくは事業完了日のいずれか早い方の日付までに請求から支払いまでが全て完了したものとする。

(3) 補助対象経費とそれ以外の経費の区別が難しいものは、補助対象経費から除外するものとする。

第7条 補助対象期間

補助金交付事業の補助対象期間は、補助事業を実施する期間であって、4月1日から翌年2月末日までの期間とする。ただし、交付決定前に着手および事業が終了しているものについて対象と認めるかどうかは審査にて判断するものとする。

第8条 補助率および補助の限度額等

(1) 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で支援センターが定めた額とし、補助限度額については、1件当たり15万円を限度とする。なお、3者以上の者がグループを組み出展を行う場合は、1件あたり100万円を限度とする。千円未満の端数は切り捨てとする。

(2) 申請者が同一年度内に補助を受けられる回数は1回のみとする。

(3) グループを組み出展を行う場合において、既に補助金の交付決定を受けた者がグループに含まれる場合、補助事業の採択において既に補助金校交付決定を受けた者はグループの構成員から除外することとする。

(4) グループを組み出展を行う場合において、グループの構成員は(2)の補助を受けた者として扱う。

第9条 交付申請

(1) 申請者は、次の各号に定める書類(以下「交付申請書等」という。)を提出しなければならない。

① 海外展示会等出展支援 補助金交付申請書(様式第1号)

② 福井県(県税)の納税状況の確認について(様式第2号)

③ 交付決定前に着手及び事業が完了している場合は第14条で定める書類を添付すること。

(2) 前項に規定する交付申請書等は、理事長が別に定める日までに提出しなければならない。

(3) 理事長は、必要に応じ申請者又は次条の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、第4条第2項第3号に該当するか否かを福井県警察本部長に対して照会することができる。

(4) 交付申請は4月の公募開始日から2カ月程度の公募期間を設けるものとする。また、状況に応じて追加公募ができることとする。

第10条 交付決定

(1) 理事長は、前条による申請の内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第4(1)号)又は補助金不交付決定通知書(様式第4(2)号)により通知する。

(2) 理事長は、申請内容について、資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に対し追加資料等の提出を求めることができる。

(3) 理事長は、必要があると認めたときは、交付決定に際し必要な条件を付すことができる。

第11条 補助事業の採択基準

(1) 補助事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- ① 取組み内容と事業目的との整合性
- ② 実施体制の妥当性(過去の展示会への出展状況等を参考に)
- ③ 市場の有望性(出展する地域や展示会等の妥当性・選定理由)
- ④ 出展する製品サービスの優位性(商品・サービスの選定理由)
- ⑤ 目標・成果の実現可能性(事前準備、会期中・会期後の取り組み)
- ⑥ 経費、資金計画の妥当性
- ⑦ 財務状態の健全性
- ⑧ 加点項目(パートナーシップ構築宣言、福井県社員ファースト企業宣言の「賃金引上げ」に登録)

第12条 申請内容の変更・中止等

(1) 補助事業者は、次の各号に該当することが生じた場合は、速やかに、補助事業変更申請書(様式第5号)を提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- ① 補助事業の内容の大幅な変更
- ② 各経費区分の20%の額を超える経費の増減を伴う変更
- ③ 補助事業者の名称、所在地又は代表者の変更

(2) 前項第3号に該当する場合、補助事業者は変更後の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し等を添付しなければならない。

(3) 交付決定後における出展する展示会等の変更は認められない。展示会等を変更する場合は中止扱いとし、この場合は審査において次点となった事業者を繰り上げて交付決定することができるものとする。

(4) 補助事業者は、補助事業を中止する場合、速やかに補助事業中止申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

第13条 申請の取下げ

(1) 補助事業者は、申請の取下げを行う場合、補助金交付申請取下書(様式第3号)を提出しなければならない。

(2) 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請は無効とする。

第14条 実績報告および請求

補助事業者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して10日以内、または当該年度内の3月8日のいずれか早い日までに、次の各号に定める書類(以下「実績報告書等」という。)を提出しなければならない。

- ① 補助事業実績報告書(様式第7号)
※写真等で実施した内容が確認できるものを含めること
- ② 補助対象経費等の証憑書類(適正に支出が完了したことを証明するもの)
- ③ 前各号に規定するもののほか理事長が必要と認める書類

第15条 補助金交付額の確定

理事長は、前条による報告を受けたとき、補助対象事業の実施内容、経費の支出内容等进行检查し、適当と認めるときは、補助金の交付額の確定を行い、補助金交付額確定通知書(様式第8号)により通知する。

第16条 補助金の請求・支払い

(1) 補助事業者は、前条により補助金の額が確定した後、精算払請求書(様式第9号)により支援センターに補助金の請求を行うこととする。

(2) 前項の請求にもとづき、支援センターは補助事業者(グループの場合、代表事業者)に補助金の支払いを行う。

第17条 交付決定の取消し等

(1) 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができるものとする。

- ① 補助事業完了前に第4条に規定する補助事業者の要件を満たさなくなったとき。
- ② 補助金の交付決定の内容又は交付条件に違反したとき。
- ③ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- ④ 法令、条例、規則、およびこの要綱に違反したとき。
- ⑤ 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- ⑥ その他前各号に類する事由により理事長が交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

(2) 前項各号の規定は、第15条による助成金の交付額の確定後においても適用があるものとする。

(3) 補助事業者は、交付決定が取り消された際、既に補助金が交付されているときは、その全部または一部の金額に、補助金受領の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、福井県財務規則(昭和39年規則第11号)第180条で定める割合で計算した金額を加算した額を返還しなければならない。

第18条 成果等に関する協力

補助事業者は、補助金の交付を受けた翌年度から2年間、補助事業成果報告書(様式第10号)および当事業に関連するアンケート等への回答に協力することとする。また、支援センターから事例紹介の協力依頼があった際は協力することとする。

第19条 補助事業者等の公表

採択された事業については、事業名、事業概要、申請者の名称および代表者名を支援

センターのホームページ等で公表する。当該部分の公表については、申請者の了解を得たものとして取り扱うものとする。

第20条 関係書類の保存期間

補助事業者は、本補助事業に関する書類を5年間保存しなければならない。

第21条 立入検査等

支援センターは、補助金交付事業の適正を期すため、必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、または支援センターが指定する者により、補助事業者の事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

第22条 その他の事項

当交付要領に記載のない事項や疑義が生じた場合、申請者は支援センターの判断に従うこと。

支援センターは、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができるものとする。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和5年4月1日から施行する。